

巻 頭 言

障害者権利委員会による対日審査と総括所見

仙台ポリオの会 阿部 一彦

国連・障害者権利委員会による障害者権利条約に関する日本の実施状況の審査（建設的対話）があるので、8月17日から24日までスイス・ジュネーブに行ってきました。公式の建設的対話が行われる前に、市民社会組織（障害者団体等）の立場から障害者権利委員と情報交換（ブリーフィング）を行うとともに、建設的対話を傍聴し、さらに委員と情報を共有するためです。

市民社会組織としては、私が代表をつとめている日本障害フォーラム（JDF）から68名が参加し、その他に日本弁護士連合会など他の団体を合わせると約100名が参加し、これまで最も多かった60余名をはるかに超える熱の入れ方でした。

ご存知のように障害者権利条約は、障害がある人にとっての特別な権利ではなく、誰もが当たり前持つ権利を確認し、重い障害があっても主体的に、自分の意思で自分らしい尊厳のある生活を営むための条約です。

障害者団体など13団体で構成するJDFでは2017年から月に1回特別委員会（30数名）で日本の現状や課題について熱心に検討を重ね、3つの報告書（パラレルレポート）を国連に提出してきました。対日審査（建設的対話）に先立ち、市民社会組織のブリーフィングでは、JDFはとくに手話言語、女性障害者への差別の問題、精神障害者の非自発的入院の実態、入所施設や病院からの地域移行が行われていない実態、隔離された障害児教育の状況などについて強調するとともに、18人の障害者権利委員の質問に応じて各条文に関する日本の現状について説明しました。

さて、対日審査（建設的対話）ですが、権利委員の質問に関する政府の回答は、現状に関する具体的な情報が少なく、現在検討を進めているところとか、理念的な概要にとどまることが多いように感じました。一方、権利委員の質問はパラレルレポートや市民社会組織による報告と質疑応答によってかなり具体的な現状について理解していたので、鋭い政府への

質問、確認が行われました。そして、9月9日にわが国の現状を踏まえた総括所見（未編集版）が国連のホームページに提示されました。やがて、総括所見が正式なものになったときには、外務省が日本語版を作成すると思います。

権利条約が大事にしているのは、人権、基本的自由、固有の尊厳の尊重の促進です。どのような障害があろうとも、適切な支援を行うことによって本人の意思をもとにその人らしい生活を送ることの実現です。それが共に学ぶインクルーシブ教育の実現であり、入所施設からの地域移行の推進、精神科病院の強制入院の廃止への勧告なのです。障害者権利条約、そしてその具体的な取り組みを明確にするために障害者団体は「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という合言葉をもとに、国内の法律や制度の点検や改正、そして障害者差別解消法の策定などに取り組んできました。しかし、この合言葉は、重度の障害があっても、その人の意思をもとにその人らしい生活を実現する合言葉でもあるのです。

この条約の原則となっている固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容、差異の尊重並びに人間の多様性としての障害者の受入れ、機会の均等、施設及びサービス等の利用の容易さ、男女の平等、障害のある児童の発達しつつある能力の尊重等については、障害の有無にかかわらず、多くの人々に考えていただきたいと思います。JDF では総括所見をもとに、勧告の実施のために政府などに働きかけるとともに、これらの原則並びに総括所見をもとに誰もが暮らしやすい社会をつくることの大切さを多くの人々に共有していただく活動を展開していきたいと考えています。

各地のポリオ会に所属する私たちも、これらの原則に照らし合わせて、これまでの体験を振り返り、今後の生き方に真剣に向き合いたいものです。それが、全国ポリオ会連絡会で現在企画している「ポリオの軌跡」の発行なのだと思います。

私もこれまでの私自身の生き方を振り返り、見つめなおし、「ポリオの軌跡」の執筆にとりかかりたいと考えています。

皆さん、どうぞよろしく願いいたします。